三重県糖尿病対策懇話会設置要綱

（設置）

第１条　糖尿病患者は、全国的に増えていくと試算されており、医療費の増加への影響も大きいことから、糖尿病の発症予防・重症化予防は重要である。

三重県民が、生涯にわたって健康的な生活を送り、生活の質の維持、向上を図るため、保健、医療に関わる関係者が連携を深め、糖尿病の発症予防、重症化予防等の糖尿病対策を推進することを目的として、「三重県糖尿病対策懇話会」（以下「懇話会」という）を設置する。

（業務）

第２条　懇話会は、糖尿病の予防及び医療の連携を深めるため、次に掲げる事項について検討する。

（１）糖尿病発症予防に関する県民への正しい知識の普及啓発に関すること

（２）重症化予防対策に関すること

（３）糖尿病対策に係る多職種連携に関すること

（４）三重県医療計画の策定及び進捗管理に関すること

（５）その他医療保健部長が必要と認める事項

（構成）

第３条　委員は、学識経験者を有する者その他医療保健部長が必要と認める者のうちから、医療保健部長が任命する。

（委員の任期）

第４条　懇話会委員の任期は、２年以内とし、再任をさまたげないものとする。また、補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長等）

第５条　懇話会に座長及び副座長を各１名置き、懇話会委員から互選により選出する。

２　座長は、懇話会の進行を行う。

３　座長の承諾で、委員以外の専門家等の意見を聴くことができる。

４　副座長は座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第６条　懇話会は、座長が招集し、その議長になる。

（事務局）

第７条　懇話会の庶務は、三重県医療保健部において行う。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他懇話会に関し、必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

（付則）
この要綱は、平成２９年３月２９日から施行する。
（付則）
この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。
（付則）
この要綱は、令和２年６月２６日から施行する。
（付則）
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。